

OES 大槻電気通信株式会社
個人情報の安全管理措置に関する細則

第1条（目的）

本細則は、個人情報保護基本規程第9条にもとづき、大槻電気通信株式会社の保有する個人データの安全管理措置につき、その細則を定めるものである。

第2条（責任）

1. 個人情報管理責任者は、本細則を定め、これを運用する責任を有する。
2. 事業部門の責任者は、本細則に基づき、自部門の安全管理措置に関するルールを策定し、これを運用し、管理する責任を有する。

第3条（組織的安全管理措置）

事業部門の責任者は、取得、入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、および消去・廃棄の各段階において、以下の事項を含む自部門の取り扱いルールを定め、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

- （1）作業担当者の選任基準と付与する権限
- （2）個人データの取得・入力業務を行う作業担当者に付与した権限の記録
- （3）業務遂行の手続きと責任者
- （4）アクセス制限をかけた建物または部屋内での業務遂行
- （5）入力端末のアクセス制限、および記憶媒体への接続の制限などの機能の制限
- （6）暗号鍵やパスワードの適切な管理
- （7）業務遂行後の個人データの廃棄または返却

第4条（物理的安全管理措置）

事業部門の責任者は、入退室管理において、以下の事項を含む自部門の取り扱いルールを定め、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

- （1）入退館（室）管理の実施
- （2）盗難等の防止
- （3）機器・装置等の物理的な保護

第5条（技術的安全管理措置）

事業部門の責任者は、技術的安全管理において、以下の事項を含む自部門の取り扱いルールを定め、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

- (1) 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- (2) 個人データへのアクセス制御
- (3) 個人データへのアクセス権限の管理
- (4) 個人データのアクセスの記録
- (5) 個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- (6) 個人データの移送・送信時の対策
- (7) 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- (8) 個人データを取り扱う情報システムの監視

第6条（個人データ掲載文書の流通）

1. 担当者は、個人データが掲載されている文書を第三者に提供する場合、その文書が本細則の対象文書である事を告知するため「当該情報が個人情報である事」「発行した日付」「担当者名」を記載しなくてはならない。この場合の第三者とは、開示等の請求者・本人以外の従業員・委託先等をいう。
2. 「当該情報が個人情報である事」「発行した日付」「担当者名」の記載に際し、次の例に倣った体裁のゴム印及び日付印を利用してもよい事とする。

（例）

Save The Privacy!



附則

1. 本細則は、代表取締役の承認により制定改廃を行う。
2. 本細則は、有限会社東北消防設備管理センターにも適用する。
3. 本細則は、2005年4月1日より施行する。